

## (6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

- (1) 県側の過失割合を5割とし、損害賠償金を41,000円とすること。
- (2) 損害賠償金41,000円について、和解の相手方は、県に対する28,290円の請求を放棄するものとし、県は12,710円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成25年6月17日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市湖山町北一丁目地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県鳥取空港管理事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、左後方から後退してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、

双方の車両が破損したものである。